

# 野洲市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準の改正（案） に係るパブリックコメントについて

「野洲市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」（以下「運用基準」という。）は、国土交通省「都市計画運用指針」等に基づき、本市の市街化調整区域における地区計画制度の運用等に関し、必要な事項を定め、市街化調整区域における良好な環境の維持及び形成を図りつつ、農林漁業との調和のとれた適正な土地利用を図ることを目的に運用しております。

現行の運用基準では、都市計画法第34条第11号（以下「法第34条第11号」という。）に基づく指定区域では、自己用住宅等の建築が可能な地域であることから地区計画の区域に含まないこととしています。しかし、このことで地区計画により良好な住環境の維持及び形成を図る土地利用を行うことが難しいという課題があります。

このことから、現行の運用基準を見直し、法第34条第11号に基づく指定区域についても地区計画の対象区域に含められるようにすること、また、より地区計画制度の活用を図り若年層が定住できる住宅用地を確保するため住居系類型の面積要件の緩和を図ろうとするものです。

つきましては、下記のとおり市民の皆さんから「野洲市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」改正（案）に対する意見を募集します。

## 1. 意見募集期間

令和5年11月6日（月）～令和5年12月21日（木）※各閲覧場所の執務時間内に限ります。

## 2. 閲覧場所

都市計画課、市役所本館情報公開コーナー、野洲図書館、各コミュニティセンター、人権センター、市民交流センター

※市ホームページでも閲覧可能です。

※コミュニティセンターみかみは改修工事のため、他の閲覧場所又は市ホームページにて閲覧ください。

## 3. 意見提出の方法

募集期間内に住所、氏名、電話番号、意見（様式自由）を記入の上、郵送、ファクス、Eメール、又は持参のいずれかで提出ください。

## 4. 意見の提出先・問い合わせ先

〒520-2395 野洲市小篠原 2100-1 野洲市役所 都市計画課

電話：077-587-6324 FAX：077-586-2176、Eメール：tosi@city.yasu.lg.jp

## 5. 意見等の公表

提出されたご意見は、改正の参考にしますが、個別回答は行いません。後日、市ホームページ等でご意見に対する回答を掲載します。